

令和 2 年 9 月 11 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

1. 新規規制基準適合性審査の状況について

これまでの審査会合で議論した結果、施設関係については令和 2 年 2 月 17 日、地震等関係については同年 2 月 14 日の審査会合で概ね了承を得られたことから、これらの内容を反映した「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を同年 3 月 30 日に原子力規制委員会に提出しました。

これに対し、同年 4 月 20 日及び 6 月 8 日の審査会合において、指摘事項があったため、それを反映し同年 7 月 27 日に「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を原子力規制委員会に提出しました（基準規則及びその解釈に基づく記載の適正化等）。また、同年 8 月 14 日に「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を原子力規制委員会に提出しました（金属キャスクの機能異常発生時に施設外搬出迄の間、適切に管理することを追記）。

同年 9 月 2 日の第 22 回原子力規制委員会で事業変更許可申請書に関する審査書案について諮られ、了承されました。今後、審査書案についての原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取並びに科学的・技術的意見の募集（パブリックコメント）を行うこととなりました。

2. 原子炉等規制法改正への対応について

令和 2 年 4 月 1 日から施行された原子炉等規制法の改正に伴い、以下の対応を行いました。

- ・使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に、使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を新たに記載することが求められたことから必要事項を反映し、同年 4 月 1 日に「リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出しました。また、誤記訂正及び添付資料を追加し、上記の第 1 項に記載の同年 7 月 27 日に「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」と共に原子力規制委員会に提出しました。
- ・保安規定に原子力事業者に対する検査制度の見直しに関する記載を要求されたことから、建設段階の保安規定を同年 7 月 28 日に申請しました。また、同年 8 月 3 日の審査会合において建設段階における保安の監督者や情報公開・入手の運営方針等について指摘事項があったため、同年 9 月 4 日に建設段階の保安規定の一部補正を提出しました。

3. 「リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

「原子力災害対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき、青森県知事及びむつ市長との協議を経て、リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和 2 年 3 月 24 日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出を行いました。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.rfSCO.co.jp/>)

以上